

きょうせいしゃかい じつげん

共生社会の実現に

むとく 向けた取り組みについてのQ&A

Q

障害者差別解消法とは、どのような法律なのでしょうか。

A

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)は、国や都道府県、市町村といった行政機関や、お店や会社など民間事業者の「障がいを理由とする差別」を禁止し、障がいのある人もない人も、みんながお互いの人権と個性を尊重し、共に支えあうことのできる共生社会をつくるための法律です。

平成25年6月に制定され、平成28年4月から施行されることになっています。



Q

障がいのある人にサービスを提供できない場合はどうしたら良いのですか。

A

やむを得ない理由があって、障がいのある人にサービスの提供ができない場合には、その具体的な理由を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。

また、障がいのある人も、必要な配慮を相手に伝え、理解してもらうように努めることができます。

お互いに相手を理解し、お互いの立場に立って配慮や工夫を行っていくことが大切です。



しょう

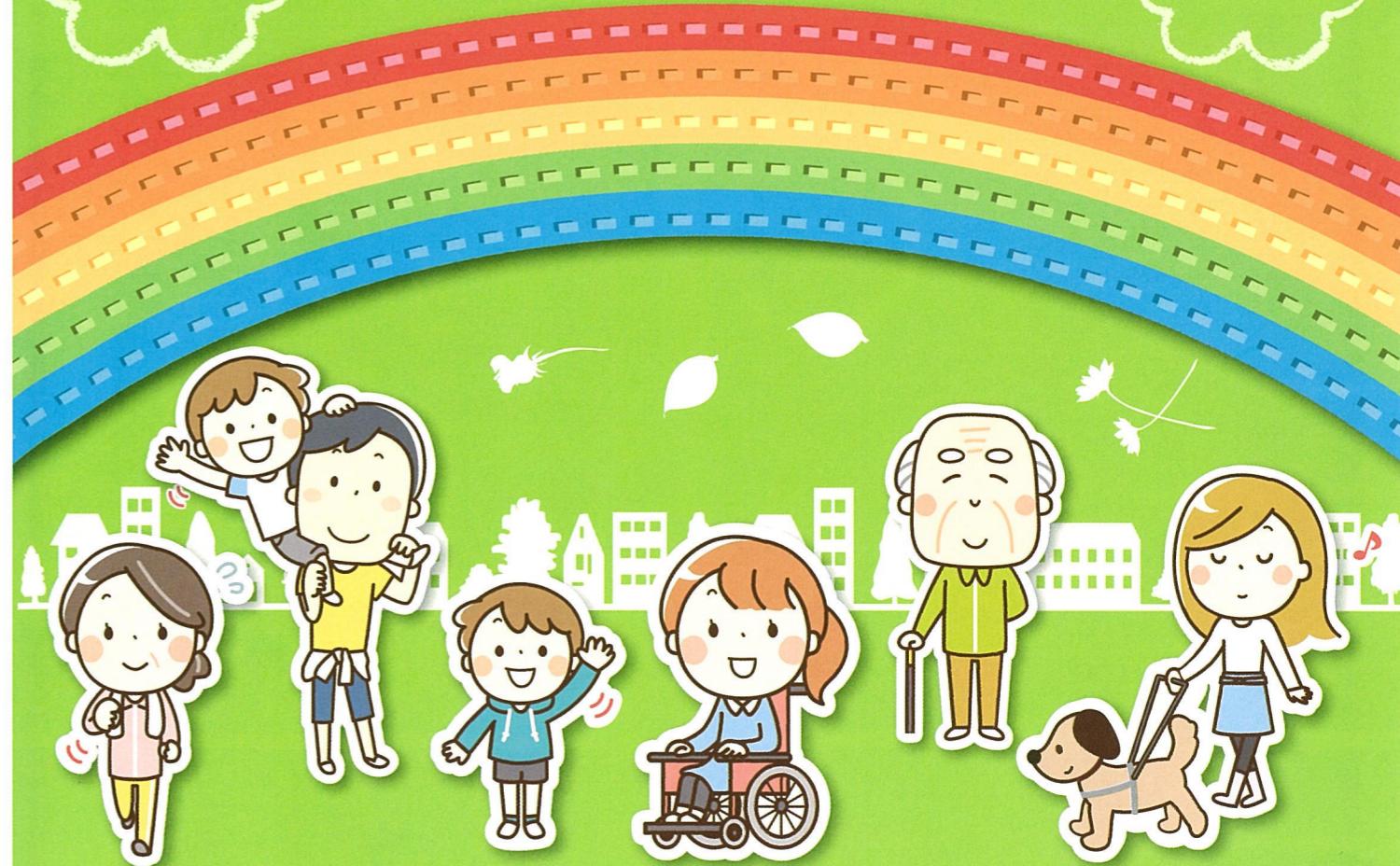
ひと ひと 障がいのある人もない人も、

い い ともに生き生きと生活できる



しゃかい

社会をつくろう。



すべ こくみん しょう 全ての国民が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら生きる社会(共生社会)の実現に向けて、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が、平成28年4月から施行されることになりました。

けんみん しょう ひと ひと い い せいかつ きょうせいしゃかい じつげん 県民みんなで、障がいのある人もない人もともに生き生きと生活できる「共生社会」の実現に取り組んでいきましょう。

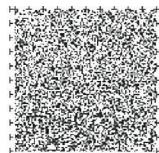
お問い合わせ

山形県健康福祉部障がい福祉課

電話 023(630)2317 ファックス 023(630)2111

メール yshogai@pref.yamagata.jp

これは音声コードです。専用装置を使い読み取ることで、ページに書かれている文章を音声で聞くことができます。



やまがたけん
山形県

やまがたけん
山形県

障がいのある人もない人も、ともに生き活きと生活できる社会を実現しよう

山形県では、これまで公共建築物のバリアフリー化など、みんなにやさしいまちづくりを進めてきていますが、一方で、障がいのある人が、障がいに対する誤解や偏見から日常生活の中で障がいのない人と異なる扱いを受けて困ったりすることが起っています。障がいのある人もない人も地域で共に生き活きと生活できる社会(共生社会)の実現に、県民みんなで取り組む必要があります。

共生社会を実現するには

県民一人ひとりが、障がいや障がいのある人について理解を深め、誤解や偏見から生じる好ましくない対応、態度をなくしていく必要があります。そして、障がいのある人が生活するうえで必要な配慮を行うことが大切です。



障がいを理由とする好ましくない対応・態度とは

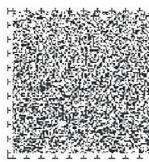
やむを得ない理由もなく、ただ障がいがあるというだけで、サービスなどの提供を拒否したり、制限したり、障がいのない人にはつけないような条件をつけたりすることは好ましくありません。



アパートやマンションを借りようとして、障がいがあることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった。



スポーツクラブやプールなどを利用しようとして、障がいがあることを伝えると、そのことを理由に断られた。



これは音声コードです。専用装置を使い読み取ることで、ページに書かれている文章を音声で聞くことができます。

障がいのある人への必要な配慮(合理的配慮)とは

障がいのある人が、障がいのない人と同じように日常生活又は社会生活を営むことができるように、障がいの特性に合わせた配慮をすることが大切です。



聴覚障がいの人に対して、筆談で伝えるなどの対応をする。



視覚障がいの人に対して、書類を読み上げて内容を伝えるなどの対応をする。



身体障がいの人などに対して、移動しやすいように、扉を開ける、車イスを押す、段差にスロープを用意するなどの手助けをする。



身体障がい、視覚障がいの人などに対して、買い物をする時、店員が案内したり、棚の品物を取ってあげるなどの手助けをする。



知的障がいのある人などが理解しやすいように、書類にふりがなを付けたり、難しくない言葉やわかりやすい表現を使用する。



障がいのある人が働きやすいように、職場の配置や環境、勤務条件などを柔軟に変更する。